

令和8年度 札幌市アイヌ文化担い手育成事業 研修生募集要項

事業概要

1 事業目的

本事業は、札幌市におけるアイヌ文化の保存・継承等を担う人材を育成するとともに、将来のアイヌ文化伝承に係る指導者及び各種事業運営者としての資質向上を図ることを目的として行う。

本年度は、将来的な「2年制」の育成プログラムを見据えた「1年目（基礎習得期）」の試行実施として位置付け、主に以下の2点に取り組む。

- (1) 独自のカリキュラムによる、伝統的な木彫・刺しゅうの基礎技術及びアイヌ民族の歴史や文化に関する基礎知識の習得。
- (2) 本市でアイヌ文化の保存・継承・振興を行う主要団体である札幌アイヌ協会（以下「協会」という。）が行う、儀式やイベント等の運営補助（以下「OJT」という。）。

2 実施主体

札幌市が、協会に委託し運営する。

3 募集人数

2人（研修内容は次頁のとおり）

4 応募要件

- (1) 将来、札幌市においてアイヌ文化の保存・継承等の担い手として活動する強い意志を持つ者。
- (2) 研修期間中、技術習得に加え、協会のOJTに誠実に従事できる者。
- (3) 令和8年4月1日時点で満18歳以上の者（学生・社会人を問わない）。
- (4) 原則として全日程（39回）に出席できる者。
- (5) 市内に居住、または通勤・通学しており、自力で研修会場へ通所できる者
- (6) 令和9年度においても本事業が継続実施された場合、引き続き「応用技術習得期（2年目）」を受講する強い意欲があること。

研修および従事内容

1 研修内容（予定）

(1) 実施期間

令和8年6～12月

(2) 実施日時

ア 基礎技術習得

原則として週1～2回（平日夜間 18:00～21:00 または 土日祝）

イ OJT

原則として月3回程度（土日祝を主とし、研修生の都合を踏まえ実施）

(3) 研修回数

ア 基礎技術習得

全39回（実技研修30回+座学6回+課外学習3回）を予定

イ OJT

全18回程度（1月当たり3回程度）を予定

(4) 研修会場

市内公共施設又は札幌市アイヌ文化交流センター（南区小金湯27番地）

(5) 講師

札幌市内在住のアイヌ工芸作家等を中心に、協会が選定する。

(6) カリキュラム概要

ア 基礎技術習得

アイヌ文様のデッサンによる基礎練習（構図・配色）、刺しゅう（マタン
プシ・テクンペ等）、伝統的な木彫（パスイ等）の基礎製作、文化施設・ア
イヌ共用林野等を活用した基礎知識の習得

イ OJT

受託者が実施するイベント・儀式・事業の運営補助

(7) 修了要件

定められた研修内容を受講し、かつ完成させた成果物をもって研修内容の習得を判断する。

- ・技術面：基本的な文様を正確に再現し、作品を自力で完成させられる。
- ・知識面：アイヌ文様の意味や、アイヌ民族の歴史・文化を説明できる。
- ・実務面：儀式やイベントの準備・会場設営等、アイヌ文化の保存・継承・振興に関する各種事業の補助ができ、協会事業の概要を理解していること。

2 研修生への支援事項

(1) 運営補助謝金

研修期間中、技術習得と並行して行う、OJTへの対価として、1回当たり10,300円（予定）を支給する。

※支給は翌月に口座振込にて支払う。

※遅刻・早退等により業務に従事しなかった場合は支給しない場合がある。

(2) 交通費

研修場所までの往復交通費（実費相当額）を支給する。

なお、自家用車を利用して受講する場合は、使用中の自家用車の運行によって相手方又は自己に損害が生じた場合は、その損害に係る賠償責任については当該事故の当事者間で負うものとする。

※上限あり（例：日額2,000円まで、または市内公共交通機関運賃に準ずる）。

※自家用車を利用の場合は自宅から研修場所までの距離に対して37円/1kmを支給する。（片道2km以上の場合に限る。）

(3) 材料・道具

講習で使用する基本的な材料及び工具は、協会が貸与又は支給する。

(4) 保険の加入

研修中の事故に備え、協会において、傷害保険に加入する。

なお、雇用保険や社会保険は非適用とする。

応募方法および留意事項

1 提出書類（応募用紙（様式））

応募用紙に氏名、住所、応募動機等の必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールにより、下記申込先に提出すること。なお、応募書類は返却しない。

2 募集期間・選考

(1) 募集期間

令和8年4月27日（月）～ 令和8年5月29日（金） ※必着

(2) 選考方法

一次選考：書類審査、二次選考：面接審査（令和8年6月上旬予定）

※応募用紙の記載内容による一次選考を行い、これにより選ばれた方を対象に面接による二次選考(平日日中)を実施する。選考に当たっては、年齢等のバランスも考慮する。なお、選考の結果は、応募者全員に連絡する。

3 留意事項

- (1) 研修生はカリキュラム改善のためのアンケート等に積極的に協力すること。
- (2) 正当な理由なく欠席が続いた場合や、OJTを行わない場合、協会や講師の指示に正当な理由なく従わない場合等は、受講資格を取り消すことがある（その場合、謝金の支給も停止する）。
- (3) 業務上知り得た機密情報については、研修終了後も守秘義務を負う。
- (4) 研修修了後の就職斡旋や、作品の買い上げ等を行わない。
- (5) 本事業は、基礎から応用まで2年間を通じたカリキュラムを構想しているが、令和9年度（2年目）の実施については、次年度の予算成立を前提としており、予算状況等に応じて中止となる可能性があることに留意すること。

4 お問い合わせ・提出先

市民文化局市民生活部アイヌ施策課 清水、松尾

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎13階南)

電話：011-211-2277 電子メール：ainushisaku@city.sapporo.jp